

(仮称) 調布市産業振興プラン策定支援業務委託  
事業者候補選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名 (仮称) 調布市産業振興プラン策定支援業務委託

(2) 業務の目的

(仮称) 調布市産業振興プラン(以下、「産業振興プラン」という。)は、調布市がこれまで重ねてきた中心市街地の活性化をはじめとする産業振興の取組を振り返りつつ、昨今の社会情勢や、市民や事業者の実態も踏まえながら、商工業振興や観光振興をはじめ、コロナ後を見据えた取組を体系的に整理し、地域経済活性化に向けた取組の指針となるものである。

本業務は、産業振興プランの策定に向けて、現状や課題を把握するための実態調査を実施するとともに、策定業務に関わる全般的な支援及び産業振興プランの作成を主な目的とする。

(3) 業務内容

産業振興プランの策定に向けて、次の業務を行うものとする。以下に記載する事項は、プロポーザル実施時点で予定している事項であり、事業者候補の選定後、その企画提案を踏まえ、業務の詳細についての委託仕様を定める。

また、令和6年度の業務内容については、令和5年度における業務の進捗等を踏まえて、本業務受託者と市の協議の下、委託仕様の必要な見直しを図るものとする。

【令和5年度】

ア 実態調査の実施

(ア) 対象者

a 市民実態調査

市内に在住する満16歳以上の市民を対象とした3,000人を無作為抽出。  
発送用ラベルは、市が提供する。

b 事業所実態調査

市内で事業活動を行う2,000事業所。  
発送用ラベルは、受注者が作成すること。

(イ) 調査票等の提案、作成

a 要領1(2)に示す業務目的を達成するために、調査項目・設問を検討、設計、提案し、市の承認を得ること。

b 発信用封筒(角2判)及び返信用封筒(長形3号)を作成する。

c 督促状を兼ねた礼状を作成する。

(ウ) 調査の実施

調査票の封入、封緘、発送作業を行う。また、督促状を調査期間中に1回送付する。なお、調査票等の印刷や郵送に係る費用は、受託者の負担とする。

(エ) 調査票の回収、集計、分析

a 調査票の回収は、郵送及びWebでの回収とする。受託者は、Webアンケートフォームを作成し、インターネットによる回答ができるように環境を整備する

こと。

b 回収した調査票をもとにデータ入力，集計，分析を行う。

(オ) 調査報告書の作成

a 調査報告書はA4判（1色刷り）とし，100頁程度。

b 調査報告書，概要版ともに，電子データ（Excel・Word・PDFデータ）をCD-Rで納品する。納品は令和6年3月29日までに行うこと。

イ 実態調査に基づく現状と課題の整理

実態調査結果等に基づき，現状と課題を整理し，産業振興プランの策定の方向性を提案する。なお，必要に応じて，他自治体の先行事例の収集や関係団体等への調査を行う。

#### 【令和6年度】

ア 素案作成

令和5年度の実態調査結果及び調布市の産業振興の取組，昨今の社会情勢等を踏まえ，（仮称）調布市産業振興プラン（素案）を作成する。なお，必要に応じて，他自治体の先行事例の収集や関係団体等への調査を行う。

イ 策定委員会等の運営支援

(ア) 策定委員会の運営支援

5回の開催を予定している（仮称）調布市産業振興プラン策定委員会の各種資料作成，会議への出席，会議記録の作成，委員長との事前打ち合わせ等の支援を行う。なお，会議記録の作成は，2週間以内に電子データにて市に提出すること。

(イ) パブリック・コメント手続の実施支援

パブリック・コメント手続の実施に際して，資料作成，結果集計等の支援を行う。

(ウ) 情報公開用データの作成

市報，ホームページ公開用のデータを作成する。形式は市が指定する。

ウ （仮称）調布市産業振興プラン及び概要版の作成

（仮称）調布市産業振興プラン及び概要版を作成する。

(4) 成果物

#### 【令和5年度】

ア （仮称）調布市産業振興プラン策定に向けた調査報告書 ※データ納品

イ 上記の電子データ（CD-R）一式

#### 【令和6年度】

ア （仮称）調布市産業振興プラン 100部

イ （仮称）調布市産業振興プラン（概要版） 100部

ウ 上記の電子データ（CD-R）一式

(5) 業務（履行）期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

※単年度契約とする。

※令和6年度についても，調布市議会での予算承認を得ることを要件として，別途契約締結し，継続的に一貫した業務支援委託を実施する予定である。ただし，令和5年度

における受託者の業務の履行が良好であること及び調布市において業務実施可能な予算配当があることを条件とするものであり、本プロポーザルは令和6年度の契約を約束するものではない。

## 2 予算（見積限度額）

ア 令和5年度 6,910,000 円（税込）

イ 令和6年度 9,000,000 円（税込）

※ 上記イについては、調布市議会における予算の議決を前提とする。

## 3 実施形式 公募型プロポーザル方式

## 4 参加資格

参加事業者は、申込時に次に掲げる条件を全て満たすものとする。

なお、申込に当たっては、提出された書類の記載事項に虚偽があってはならない。

- (1) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号。）による入札参加排除措置を受けていないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (6) 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 調布市での競争入札参加資格を有していること。  
（営業種目：125 市場・補償鑑定関係調査業務または 190 その他の業務委託等）
- (9) 国・都道府県又は東京都内市区町村において、過去5年間以内に、以下の同種・類似業務実績を3件以上有すること。（履行完了しているものに限る。）
  - ア 産業振興に係る調査・計画策定
  - イ 商工業振興に係る調査・計画策定
  - ウ 観光振興に係る調査・計画策定
- (10) 本業務の業務体制において、以下の資格を持つものを配置すること。
  - ・ 中小企業診断士

## 5 候補者決定方法

以下(1)～(3)の審査を順に行い候補者を決定する。

- (1) 本プロポーザルに応募した事業者に対して、要領6(2)により提出された参加申込書等に

より審査を行う。(参加資格審査)

- (2) 要領5(1)により参加資格を満たした事業者に対して、要領8により提出された企画提案書等により審査を行う。(企画提案書等の書類審査)
- (3) 要領5(2)による審査を通過した事業者に対して、要領10によるプレゼンテーション審査を行う。(プレゼンテーション審査)

## 6 募集内容

### (1) 募集方法

要領12実施日程(以下「日程」という。)(2)から調布市ホームページに掲載する。

### (2) 申込方法及び期間等

本プロポーザルに応募する事業者は日程(5)までに、次の書類を持参又は郵送(必着)にて生活文化スポーツ部産業振興課(市役所8階)へ提出すること。

ア 参加申込書(様式第1) 正本1部

イ 参加資格要件確認書(様式第2) 正本1部

ウ 業務実績調書(様式第3) 正本1部・副本10部

過去5年間における要領4(9)の要件を満たす業務実績を記載すること。なお、正本には記載した業務の契約書の写しを添付すること。副本は、社名が特定できる記載を除くこと。

エ 実施体制調書(様式第4) 正本1部・副本10部

本業務における実務体制、担当者の過去3年間における主な業務実績等を記載すること。なお、正本には要領4(10)に定める資格を証明する書類の写しを添付すること。副本は、社名が特定できる記載を除くこと。

オ 会社概要調書(様式自由・パンフレット可) 正本1部・副本10部

以下の内容が必ず記載されたものであること。副本は、社名が特定できる記載を除くこと。

(ア) 会社名

(イ) 代表者

(ウ) 資本金

(エ) 事業内容

(オ) 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地

### (3) 質疑及び回答

応募する事業者は、本プロポーザルに関して質疑がある場合、所定の質問書(様式第5)に質問事項、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを明記のうえ、日程(2)～日程(3)までに、電子メールにて生活文化スポーツ部産業振興課へ送信すること。

回答は日程(4)までに、随時調布市ホームページに掲載する。

## 7 参加資格審査

### (1) 審査対象

応募した全事業者とする。

### (2) 審査方法

提出された応募書類により、生活文化スポーツ部産業振興課が審査を行う。

(3) 審査結果の通知等

参加資格の審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し参加資格審査結果通知書により、日程(6)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、参加資格が満たないと判断された事業者は、その理由について、日程(7)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(8)までに書面又は電子メールにより行う。

8 企画提案書等の作成方法等

(1) 提出書類及び期限等

要領7参加資格審査により参加資格を満たすとされた事業者は、日程(11)までに、次の書類を持参又は郵送（必着）により、生活文化スポーツ部産業振興課へ提出すること。

書類	様式	部数	備考
企画提案書	様式第6（表紙のみ） 企画書（任意様式・A4サイズ 縦10ページ以内左綴じ）	正本1部 副本10部	・下記、(2) 企画提案書資料 作成上の留意点を参照のうえ 作成すること
業務スケジュール	任意様式	正本1部 副本10部	
見積書（内訳書付）	任意様式	正本1部 副本10部	・年度毎（令和5年度及び令和6年度）に作成すること ・年度毎の予算（見積限度額）を超えないこと ・内訳書も添付すること

※副本は事業者が特定されないよう、名称等がわからないようにすること

(2) 企画提案書資料作成上の留意点

ア 要点を押さえて分かりやすく簡潔に記載すること。

イ 業務の目的を捉え、業務内容を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

ウ 本業務に関する検討項目及び作業内容を明らかにしながら、以下の点について記載すること。

(ア) 令和5年度の企業実態調査においては、令和2年度及び令和3年度に実施した調布市事業所経営実態調査を踏まえ、日本標準産業分類（大分類）に掲げる多様な業種を対象とした調査とすること。

(イ) 調布市総合計画や関連計画を踏まえること。

(ウ) 商工業振興のみならず、地域資源を活用した観光振興、雇用・就労の支援の視点を含めた提案とすること。

(3) 質疑及び回答

事業者は、企画提案に関して質疑がある場合、日程(6)～日程(9)までに電子メールにて生活文化スポーツ部産業振興課へ送信すること。

回答は日程(10)までに、電子メールにて、寄せられた全事業者からの質疑について、全事業者に対して行う。

#### (4) 注意点

ア 提案は、参加事業者1者につき、1提案とする

イ 受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととする

### 9 企画提案書等の書類審査

#### (1) 審査方法

(仮称)調布市産業振興プラン策定業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)にて審査を行う。

詳細は要領 11 のとおり。

#### (2) 審査結果の通知等

書類審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対し、日程(13)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、書類審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(14)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(15)までに書面又は電子メールにより行う。

### 10 プレゼンテーション審査(二次審査)

#### (1) 審査対象

書類審査を通過した事業者を対象とする。

#### (2) 出席者

プレゼンテーション審査の出席者については、実施体制調書(様式第3)に記載の総括責任者及び事業担当者は必ず出席すること。

※プレゼンテーション審査については、1事業者当たり30分以内で行うこととする(プレゼンテーション:20分以内、質疑応答:10分程度)。

※プレゼンテーション審査に関する提出資料及び場所・時間等の詳細については、一次審査の結果、プレゼンテーション審査(二次審査)の対象となった事業者に通知する。

#### (3) 審査方法

審査委員会にて審査を行う。詳細は要領 11 のとおり。

#### (4) 審査結果の通知等

プレゼンテーション審査完了後、審査結果について、全ての事業者に対しプロポーザル審査結果通知書により、日程(17)に書面及び電子メールにて通知する。

なお、プレゼンテーション審査を通過しなかった事業者は、その理由について、日程(18)までに書面又は電子メールにより説明を求めることができる。また、回答は日程(19)までに書面又は電子メールにより行う。

### 11 審査概要

(1) 審査委員会の設置

審査委員会を設置し、募集要項の決定、企画提案書等の審査及び委託事業者候補の選定を行う。

(2) 委員構成（予定）

審査委員会は、以下の8人で構成する。

- ア 行政経営部企画経営課長
- イ 生活文化スポーツ部産業振興課長
- ウ 生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援センター担当課長
- エ 産業労働支援センター経営アドバイザー
- オ 生活文化スポーツ部スポーツ振興課長
- カ 福祉健康部高齢者支援室長
- キ 福祉健康部障害福祉課長
- ク 調布市商工会副会長兼商業部会長

(3) 審査方法（加点方式）

審査委員会は、別に定める評価表に基づき、参加事業者から提出された企画提案書等の審査（一次審査）及びプレゼンテーション審査（二次審査）対象事業者による企画提案内容を総合的に審査する。

なお、企画提案書等の審査（一次審査）を行い、得点の高い順に上位3事業者までを二次審査通過者とする。

ア 主な評価項目等（予定）

(ア) 企画提案書等の審査（一次審査）

- a 業務実績及び実施体制
- b 企画提案について  
(本市の特性や課題等に関する知識・理解度、創意工夫、的確性・実現可能性)
- c 業務スケジュール
- d 経費見積

(イ) プレゼンテーション審査（二次審査）

- a 説明能力（要点を抑えているか、説明が分かりやすいかなど）
- b 取組姿勢

(ウ) 最低基準

一次審査と二次審査の総合点の満点に対し60%とする。最低基準に満たないプレゼンテーション対象事業者は、委託事業者候補として選定しない。

イ 選定

(ア) 各委員は、評価得点の高いものから事業者の順位を定めるものとする。

(イ) (ア)の結果、複数の事業者において評価得点が高点のときは、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。

(ウ) (ア)及び(イ)の結果、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を委託事業者候補として選定する。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事

業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- (エ) 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。

第2位以下の順位の定め方については、委託事業者候補を除き、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を上位とするものとする。

なお、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。

また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。

- (オ) 委託事業者候補選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとする。

- (カ) 選定結果の報告

審査委員会は、選定結果を市長に報告する。

- (キ) 契約候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、契約候補者を決定する。



## 12 実施日程

	年 月 日	曜 日	内 容
(1)	令和5年 8 月 3 日	木	審査委員会
(2)	令和5年 8 月 3 日	木	公示, ホームページへの掲載 本プロポーザルに関する質問受付開始日
(3)	令和5年 8 月 10 日 正午	木	本プロポーザルに関する質問締切日時
(4)	令和5年 8 月 14 日	月	本プロポーザルに関する質問回答日
(5)	令和5年 8 月 18 日 午後5時	金	参加申込締切日時
(6)	令和5年 8 月 22 日	火	参加資格審査結果通知日 企画提案に関する質問受付開始日
(7)	令和5年 8 月 25 日 正午	金	参加資格審査結果に対する質問締切日時
(8)	令和5年 8 月 29 日	火	参加資格審査結果に対する質問回答日
(9)	令和5年 8 月 28 日 正午	月	企画提案に関する質問締切日時
(10)	令和5年 8 月 30 日	水	企画提案に関する質問回答日
(11)	令和5年 9 月 4 日 午後5時	月	企画提案書等締切日時 (必要書類提出期限)
(12)	令和5年 9 月 12 日	火	審査委員会 (企画提案書等の書類審査)
(13)	令和5年 9 月 14 日	木	書類審査結果通知及びプレゼンテーション審査開催通知
(14)	令和5年 9 月 19 日 正午	火	書類審査結果に対する質問締切日時
(15)	令和5年 9 月 21 日	木	書類審査結果に対する質問回答日
(16)	令和5年 9 月 26 日	火	審査委員会 (プレゼンテーション審査)
(17)	令和5年 9 月 27 日	水	最終選定結果 (プレゼンテーション審査結果) の通知日
(18)	令和5年 10 月 2 日 正午	月	最終選定結果に対する質問締切日時
(19)	令和5年 10 月 4 日	水	最終選定結果に対する質問回答日

### 13 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込後、参加を辞退する場合は、速やかに事務局に電話連絡のうえ、事業者名、代表者名、担当者名を明記した参加辞退届（任意様式）を生活文化スポーツ部産業振興課に持参又は郵送すること。参加辞退届は、調布市長宛とすること。

### 14 情報公開及び提供

#### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下、「公開条例」という。）に基づき、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。ただし、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

#### (2) 情報提供の内容及び方法等

ア 本プロポーザルの募集内容、選定結果について、調布市ホームページで公表する。

イ 候補者決定後において、候補順位が2位以下の事業者名は公表しない。

ウ 候補者決定前においては、参加事業者数、参加事業者名その他参加事業者に関する情報については公表しない。

### 15 その他の留意事項

#### (1) 事業者から提出された書類等の取扱い

ア 提出書類等に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合はこの限りではない。

イ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しない。

ウ 提出書類等は、選定等を行う作業に必要な範囲で複製をすることがある。

#### (2) 必要経費

本プロポーザルに要した費用は、事業者の負担とする。

#### (3) 失格要件

次に掲げる事項に該当することが判明した事業者は失格とし、当該事業者を候補者として選定しない。なお、失格事項に該当した事業者は、判明した時点以降の本プロポーザル手続に参加できないものとする。

また、失格事項に該当することが判明した時点で順位が定まっている場合には、当該事業者の順位を無効とし、次順位以降の事業者の順位を繰り上げるものとする。

ア 要領4に掲げた条件を満たしていない、又は、選定までに満たさなくなった場合

イ 書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではない。

- ウ 書類等に不備がある場合（必要事項が未記入等）
- エ 書類等の提出，回答，報告等，市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合
- オ 書類等に虚偽の記載があった場合
- カ 見積書の金額が要領2に掲げる見積限度額を超える場合
- キ 見積書と内訳書の内容が一致しない場合
- ク 談合その他の不正行為等，審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合
- ケ 上記事項に掲げるもののほか，公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(4) 契約

- ア 本プロポーザルは，企画・提案能力のある候補者を選定するものであり，契約の締結を担保するものではない。
- イ 候補者を選定後，双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
- ウ 事業を実施するうえで，仕様の変更が余儀なくされる場合，双方の協議により定めることができるものとする。
- エ 候補者の決定以後に，要領4に掲げる条件を満たさなくなった場合には，契約を締結しないことがある。

16 事務局（問い合わせ・書類提出先）

調布市生活文化スポーツ部産業振興課 担当：栗野・西郷・安田・佐藤

〒182-8511 調布市小島町2-35-1

電話：042-481-7185

FAX：042-481-7391

Email：kankou@city.chofu.lg.jp